クイクセルバッジ等 ご利用の手引き

【この手引書について】

この手引書はパソコン上でCDを挿入してパラパラとページをめくるようにBOOK形式でご覧いただけるように作成されております。
尚、パラパラめくりでご利用頂く場合は事前に下記の動作条件を必要といたしますので、予めご了承下さい。
下記の条件を満たさない場合でも、PDFとして閲覧ができるよう配慮させて頂いておりますが、PDFで閲覧する際も、Adobe Readerをプラグインしておく必要がありますので、ご注意下さい。

■動作環境

OS	:Windows2000、XP SP2、Vista、7
ブラウザ	:Microsoft Internet Explorer6以上、Firefox3以上
プラグイン	:Microsoft Silverlight2以上
	:Adobe Flash Player8以上

CDドライブが利用可能であること。

また、当社のホームページ上でも手引書の閲覧とPDFをダウンロードすることができます。
http://www.nagase-landauer.co.jp/

■お問合せ・ご相談は

長瀬ランダウア株式会社
カスタマーサービス課　TEL:029-839-3322

はじめに

いつも当社のクイクセルバッジサービスをご利用くださいまして、まことにありがとうございます。

また、ご担当の方には、ひとかたならぬご協力・ご支援を賜りまして、厚くお礼を申しあげます。

さて、この「クイクセルバッジ等ご利用の手引き」は、ご利用いただいておりますバッジ等の測定サービスを円滑に行えるよう、作成したものです。

クイクセルバッジ等による個人線量測定の実施および測定結果の記録の保管・管理等は、法令によって定められております。被ばく線量の測定業務は、人体に対する影響のおそれのある放射線を取り扱う人々の安全を守る上で重要な業務であるという性格上、慎重に行わなければなりません。そのためには、お客様にバッジ等を正しくご使用いただくとともに、お客様と当社の円滑なコミュニケーションが必要と考えます。

当社のサービス内容にご理解を深めていただくとともに、当社へのご指示を確実にしていただくために、この「手引き」がきっとお役に立つものと思います。お手元に置いて、ご利用くださいますようお願い申しあげます。

なお、この「手引き」に記載されていない事項や疑問点につきましては、当社までお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

CONTENTS

第9章　登録変更依頼について

第10章　報告書について

第11章　契約期間、測定料金お支払い方法

第12章　個人線量測定サービス規約

第13章　クイクセルバッジ関連商品

CONTENTS

第14章　Q&A

クイクセルバッジ等
ご利用の手引き

第1章 クイクセルバッジ等モニタの種類

当社がご提供しておりますモニタリングサービスには次の種類があります。

	バッジタイプ	装着部位	測定線種	イメージ	用　途
クイクセルバッジ	S	体幹部用 手首用 （環境用）	X・γ線、β線	—	広く一般に利用されているタイプで、X線装置、γ線源、β線源を使用する事業所向け。
	L			○	
	K	体幹部用 手首用 （環境用）	X・γ線、β線 熱中性子線 高速中性子線	—	X・γ線、中性子線源、加速器等を使用している事業所向け。 ＊ 高速中性子線の測定エネルギーは100keV～10MeV、測定線量範囲は0.2mSv～50mSv
	F			○	
	N	体幹部用 手首用 （環境用）	X・γ線、β線 熱中性子線 高速中性子線	—	X・γ線、中性子線源、加速器等を使用している事業所向け。 ＊ 高速中性子線の測定エネルギーは100keV～10MeV、測定線量範囲は0.1mSv～50mSv
	T			○	
リングバッジ	R	手指用	X・γ線、 またはβ線	—	X線透視をされた方、RIを使用される方等、手指の被ばくが特に高いと思われる方向け。 ＊ ご利用に際し、X・γ線またはβ線のいずれかをあらかじめご指定ください。（ご指定のない場合は、X・γ線としてのご報告になります。）

第2章 クイクセルバッジ等モニタの特長

クイクセルバッジ

1. クイクセルバッジは酸化アルミニウム（Al_2O_3：C）を放射線検出素子に用いたOSL（Optically Stimulated Luminescence）法による実績ある個人線量計です。
2. 高感度で0.01mSv（X・γ線について）から検出できます。
   通常は、測定値、算定値とも0.1mSv単位での報告になります。ご要望があればX・γ線の測定値に限り0.01mSv単位での報告が可能です。（詳しくは、第10章の報告書の見方をご参照ください。）
3. 広範なエネルギー範囲、線量範囲の測定ができます。
4. 「繰り返し読み取り」ができますので、測定後3ヶ月間再評価が可能です。
5. 室温においては、フェーディング（退行現象）がほとんどありません。
6. 格子フィルタで被ばく画像情報を得ることができます。オプション（別料金）

＊クイクセルバッジのラベルは、カラー印刷やアイコンを取り入れた斬新なデザインになっています。着用期間、所属、装着部位の区別等の確認が一目でできます。

リングバッジ

1. リング本体にお名前等をレーザーで直接印字してあるため、消毒液に浸したり、あるいは手洗いしたりしても、印字が消えず、測定にも何ら影響を与えません。
2. 消毒が簡単になったため、心臓カテーテル検査など手術室等への持ち込みも可能になりました。
3. リングの上からでも、簡単に手袋等が着用できます。
4. リングは再利用せず、毎回新しいものをお送りしますので、たいへん衛生的です。
5. 着用期間ごとにリングの色（3色使用）を変えてお送りしますので、着用済みのものと混同することがありません。
6. TLDには生体等価のLiF（フッ化リチウム）を使用しています。

第3章 クイクセルバッジ等モニタのしくみ

クイクセルバッジは、透明なホルダの中に線量計等を封入したものです。バッジタイプにより、OSL線量計、中性子線量計、イメージ素子が組み込まれます。

クイクセルバッジ本体にクリップを取り付けてご着用ください。

クイクセルバッジ本体　　クリップ

クイクセルバッジ(OSL線量計)構造

クイクセルバッジ本体に組み込まれたOSL線量計は、4種類のフィルタが組み込まれたケースとOSL素子が組み込まれたスライドから構成されます。

ケースにはX・γ線、β線を分離測定したり、エネルギーを判定したりするためにオープンウインドウ、プラスチック、銅、アルミニウムの4種類が組み込まれています。

OSL線量計フィルタ図

ケース + スライド図

中性子クイクセルバッジ

中性子クイクセルバッジ本体にはOSL線量計の他に中性子線を測定するための線量計が組み込まれています。CR39素子板を使用し、高速中性子線は、ポリエチレン製の陽子ラジエータからの反跳陽子によるエッチピットを計測します。熱中性子線は窒化ホウ素混入特殊プラスチック製のαコンバータからのα粒子によるエッチピットを計測します。

中性子線量計分解図

中性子線量計（模擬図）

イメージ素子

X・γ線の被ばくにおいて、エネルギー150keV以下、1mSv以上の条件で被ばく状況をイメージ化することができます。被ばく管理上、被ばく線源を特定する時などに活用することができます。オプション（別料金）

イメージ素子図

イメージ素子から得られる被ばく画像例

リングバッジ

リングバッジは被ばくの最も多いと思われる指に装着し、かつ放射線をより多く受けると思われる方向に白いプラスチックラベルが向くようにして使用します。リングに封入されているTLD素子は、加熱すると被ばくした放射線量に比例した量の光を放出します。この原理を利用して、被ばく線量を測定します。

リングバッジの構造

第4章 装着部位、着用方法について

装着部位

手足等の末端部分を除いた体幹部を、3区分します。

着用方法

1. 体幹部均等被ばく

体幹部**均等**被ばくとは、体幹部の3つの部位が均等に放射線を受ける場合を言います。
この場合は、

男子…胸部
女子…腹部
にクイクセルバッジ**1個**を装着します。

2. 体幹部不均等被ばく

体幹部不均等被ばくとは、体幹部の3つの部位のうち、基本部位である胸部(女子は腹部)よりも多くの放射線を受けると思われる部位が他にある場合を言います。

この場合は、

【(男子…胸部 / 女子…腹部) に1個】＋【体幹部のうち最も多くの放射線を受けるおそれのある部位にもう1個】

全部で、クイクセルバッジ**2個**を装着します。

体幹部不均等被ばくの例1

防護衣を使用することにより、防護衣の内側になる胸部(女子は腹部)よりも頭頸部の方が多く放射線を受けることになる場合。

防護衣の内側の**胸部(女子は腹部)**に1個、さらに防護衣の外側になる**頭部または頸部(襟等)**にもう1個、**合計2個**のクイクセルバッジを装着します。

体幹部不均等被ばくの例2

女子の場合で、エプロンタイプの防護衣を使用することにより、防護衣の内側になる腹部よりも胸部の方が多く放射線を受けることになる場合。

防護衣の内側の**腹部**に1個、さらに防護衣の外側になる**胸部**にもう1個、**合計2個**のクイクセルバッジを装着します。

3. 末端部被ばく

末端部被ばくとは、手足等（末端部）が体幹部よりも多くの放射線を受ける場合を言います。

この場合は、**[体幹部にクイクセルバッジ]＋[末端部にリングバッジ等のモニタ]**を装着します。

末端部被ばくの例

RI作業をして、手指の方が体幹部よりも多くの放射線を受けることがある場合。

胸部（女子は腹部）にクイクセルバッジを１個装着し、さらに左右いずれか**被ばくが最大になる方の手指にリングバッジ**を装着します。

体幹部不均等被ばく＋末端部被ばくの例

X線透視時に防護衣を使用することによって体幹部に不均等被ばくが生じ、さらに触診等を行うため、手指の方が体幹部よりも多くの放射線を受けるおそれがある場合。

「2. 体幹部不均等被ばく」の場合に従って、クイクセルバッジを**２個**装着した上で、さらに**手指にもリングバッジ**を装着します。

第5章 測定サービス業務の流れ

お申し込みとご契約

当社所定の申込書(別紙)に必要事項を記入してお申し込みください。**ご契約はお申し込みの登録をもって始まり、お申し込みの契約期間最終日に終了します。**(申込書ご記入の際は、申込書記入例をご参照ください。)
なお、お申し込みの際は申込書の裏面に記載されている「個人線量測定サービス規約」をご確認の上、お申し込みください。
申込書にご記入された使用開始月に合わせて、初回分のクイクセル本体やリングバッジ(以下バッジという)およびクリップ等をお送りします。
以後、**ご解約のお申し出がない限り、着用周期に合わせてバッジをお送りします。**

契約期間

原則として、「申込書」にてお申し込みいただいた**着用開始日から1年間とし、以後、1年ごとの自動更新になります。**なお、ご解約なさる場合は、着用中止日の1ヶ月前までに書面でご連絡ください。

着用方法

初回にお送りするバッジに同封されている取扱説明書に沿ってご着用ください。また2回目以降のバッジは、次回着用開始日（交換日）の約1週間前にお届けいたします。取扱説明書に沿って交換し、使用済みバッジを当社まで速やかにご返送ください。
なお、登録の変更等がある場合には「登録変更依頼書」にご記入いただき使用済みバッジと共にご返送ください。

測定報告

使用済みバッジが到着次第、測定を行い、その結果を報告書にして送付いたします。報告書をご確認後、評価・認定の上、保管してください。
また個人被ばく線量が※管理基準線量を超えた場合は、ご指定いただいた方法で速やかにご連絡いたします。
※管理基準線量については（21ページの「報告書の見方」Ⓕ管理基準線量をご覧ください。）

着用者の追加、取消、変更方法

ご着用者の追加、取消、氏名等の変更は随時受け付けております。ご依頼の際は当社登録変更依頼書の用紙に必用事項をご記入の上、FAXまたは郵便でご送付ください。
なお、急を要するものは電話でも承りますが、その場合、後日で結構ですので、登録変更依頼書にご記入の上、「連絡済み」と朱書きして、必ず書面をご送付ください。

線量管理について

報告書に記載された被ばく線量に関してご確認されたい点がございましたら、お問い合わせください。
また、過去の積算線量の加算を希望される場合は所定の用紙に記載の上、ご連絡ください。随時受け付けております。
当社では、お客様の個人被ばく線量のデータは個人情報保護法に基づいて記録・保存しております。お客様からの指示による場合、またはあらかじめお客様から了解を得ている場合を除き、お客様の個人被ばくデータを第三者に開示はいたしません。

測定料金のお支払い方法

測定サービス料金は、当社料金表に基づいております。お支払いは原則として**1年間の前払い方式**でお願いいたします。請求書はお申し込み件数に基づいてお送りしますので、受理されましたら**30日以内に最寄りの金融機関よりご送金ください。**
なお、契約期間中にバッジ発送個数に増減があった場合は、次回請求時に精算させていただきます。
また、お支払い日が不都合な場合や、お支払い名義が請求書送付先と異なる場合にはご連絡ください。

＊自動引き落としのご案内

当社は（株）セディナと提携して「自動引き落とし」のサービスも提供しておりますので是非ご利用ください。なお、同サービスをご利用された場合は、当社で振込手数料を負担させていただきます。

第6章 クイクセル本体が届いたら

封筒に入っている物

当社からお送りする封筒の中には、下記の物が入っています。ご確認ください。

初回

①クイクセルバッジ等モニタ
②クイクセルバッジクリップ
③コントロールバッジ
④シッピングトレー
⑤登録変更依頼書、バッジ送付案内書
⑥返送用封筒
⑦NLだより
⑧積算線量累積申込書
⑨クイクセルバッジ取扱説明書
⑩クイクセルバッジご利用ガイド
⑪ご利用の手引き（CD）
⑫未返却バッジ一覧リスト

2回目以降

①クイクセルバッジ等モニタ
③コントロールバッジ
④シッピングトレー
⑤登録変更依頼書
⑥返送用封筒
⑦NLだより
⑫未返却バッジ一覧リスト

①必要なバッジがあるか、お名前等をご確認ください。
②クイクセルバッジは、クリップへの着脱方法をご参考に、本体にクリップをはめ込んで装着ください。
③**コントロールバッジ**は、同一事業所内でRIや放射線発生装置などからの放射線の影響のない所に保管し、着用期間終了後、着用済みバッジ等と一緒に返送してください。
④輸送中のバッジの保護のために**シッピングトレー**に入れて発送します。返却の際は、できるだけトレーに入れてご返送ください。
⑤**登録変更依頼書**は、今回お送りした方の明細です。記載事項に誤りがないかご確認ください。もし記載事項に誤りがありましたら、恐れ入りますが当社までご連絡ください。**バッジ送付案内書**はお客様控えとして保管してください。
登録変更依頼書は変更等の依頼がある場合に、その内容をご記入の上、バッジと一緒に返送ください。
⑥**返送用封筒**は、着用済みバッジ等を当社に返送する際にご利用ください。
⑦**NLだより**は、当社で毎月発行しているコミュニケーション紙です。皆様でお読みください。なお、同封する部数はご登録人数を基に自動的に計算しておりますので、追加が必要な場合はご連絡ください。
⑧**積算線量累積申込書**は、過去の積算線量の加算を希望される場合は、当社までお送りください。
⑨⑩**クイクセルバッジ取扱説明書**および**クイクセルバッジご利用ガイド**は、皆様でよくご覧になれる場所に掲示するなどしてご利用ください。なお、さらに詳しいことをお知りになりたい方は、本誌をお読みください。
⑪**ご利用の手引き**は、当社の測定サービスに関する説明が詳しく記載されております。
⑫**未返却バッジ一覧リスト**は、着用終了日より4ヶ月を経過してもご返却がないバッジを掲載いたします。

クイクセルバッジラベルデザイン

クイクセルバッジのラベルデザインは、事業所単位、所属コード単位で表示項目を変更することができ、視覚的に着用期間、装着部位、所属などがわかるようにカラー印刷やアイコンにより表示するようにしております。**バッジ着用の際は、着用者名・装着部位、着用期間を必ずご確認の上、ご使用ください。**

1 ラベルデザイン

2 所属カラー

所属コード単位で6色を指定することができます。指定されない場合には白色（標準）で印刷いたします。

白色（標準）

クリーム色

ピンク色

緑色

黄色

水色

3 着用周期カラー

着用回ごとに色を変えて出荷いたします。

4 装着部位アイコン

装着する場所をアイコンで表示します。また、胸部、腹部、頭頸部は頭文字も合わせて表示します。

それぞれ装着すべき部位にマークがあります。

クイクセルバッジ本体へのクリップ着脱方法

取り付け方法

●バッジ本体の裏側にある溝へクリップの突起部分を挿入してください。
●「カチッ」と音がすれば取り付け完了です。

取り外し方法

●クリップにあるレバーを押し下げ、バッジ本体からクリップを取り外してください。

第7章 クイクセルバッジ等モニタの取り扱い上の注意

コントロールバッジについて

コントロールバッジは、個人用バッジに対する自然放射線の影響分を除去し、個人の被ばく線量を正確に算出するために用いるバッジです。**コントロールバッジを個人用バッジとして流用したりすると、人の被ばく線量の正確な算出ができなくなります。コントロールバッジの他目的への流用は絶対にしないでください。**なお、測定依頼の際、コントロールバッジを返却されていない場合は、当社の標準コントロールで個人の被ばく線量を算出しますが、算出されたデータは、正確性が高くないデータとなります。

バッジの保管方法について

個人被ばく線量をできるかぎり正確に測定するには、バッジが自然放射線以外の放射線の影響を受けないような保管が必要です。

クイクセルバッジを保管する場合は、**RIの保管庫やX線室の近くなど放射線の影響を受けやすい場所を避けてください。**

リングバッジは、**自然放射線以外の放射線や熱の影響を受けやすい場所を避けて保管してください。**

RIの汚染について

非密封の放射線同位元素（RI）を取り扱うところでは、**バッジがRIで汚染されないように注意してください。**

もし、バッジが汚染されますと、正確な測定ができなくなります。**バッジを測定依頼に出す前に、サーベイメーター等で汚染の有無をチェックし、汚染のないバッジのみを測定に出してください。**

第8章 着用済バッジのご返送について

着用済みのバッジは

着用期間が終わりましたら

●コントロールバッジ
●着用済個人(環境)用バッジ
を一緒にして、できるだけ早くご返送ください。

※追加、取消等依頼内容に変更がある場合は、登録変更依頼書に記入し、一緒にご返却ください。

バッジご返送についてのご注意

●バッジのご返送には、当社からお送りした時に使用していたトレーをご利用ください。もし、当社のトレーをご使用できない時は、厚めの紙質の封筒にエアクッション等で包装したバッジを入れ、更に封筒の上下を粘着テープ等で補強してご返送ください。(**封筒が補強されていない場合、輸送中に封筒が破損し、バッジが紛失するおそれがあります。**)

●クイクセルバッジを着用後返送せずに放置されますと、着用済バッジやコントロールの値に自然放射線の影響分が追加蓄積され、測定精度は放置された期間と共に低下していきます。当社では、責任を持って測定し報告書を提出できる期間を、着用終了後3ヶ月以内としております。着用が終わりましたバッジはできるだけ速やかにご返送ください。なお、当社では、測定可能期間は着用開始日より6ヶ月としておりますが、着用終了後3ヶ月以降の測定につきましては上記の理由により、測定精度が損なわれていることをご理解ください。

●不均等被ばく等で一人の方が複数個のバッジをご使用されている時は、ご使用されたバッジすべてを同時にご返送ください。別々にご返送されますと、実効線量、等価線量を算出することができなくなります。

●コントロールバッジは測定の際に必要不可欠なバッジです。着用済バッジと同一の期間のコントロールバッジを一緒にご返送ください。

●クイクセルバッジ・リングバッジの素子は、測定のためにお客様に当社から貸し出しているものです。取消等の理由により測定する必要がないバッジは、着用済みバッジご返送時に一緒にご返送ください。

●非密封の放射性同位元素（RI）を使用されている施設でバッジをご利用いただく場合、バッジをRIで汚染させないように注意してください。バッジが汚染されると、他のご着用者のバッジにも汚染の影響が及び、正確な測定ができなくなる可能性があります。汚染の可能性がある場合は、ご返送の際、サーベイメータ等でチェックしてください。もし汚染が確認された場合、洗剤等で除染してからご返送ください。当社のバッジは洗剤等で水洗いしていただいても測定には影響はありません。

●バッジに血液、細菌等が付着したおそれのある場合には、洗浄、殺菌してからご返送ください。殺菌の際、オートクレーブ等熱による殺菌は熱変形等バッジの破損のおそれがありますので、ガス滅菌で滅菌してください。

登録変更依頼について

バッジのご着用者に変更が生じましたら、電話での連絡又は、「登録変更依頼書」にご記入の上、FAXでご連絡ください。**なお、「登録変更依頼書」のお知らせ欄に、※次回のバッジの登録、変更等の登録変更締切日を記載しております。締切日までにご連絡いただけますようお願いいたします。**

締切日を過ぎてご連絡いただいた場合には、そのバッジは別便で送付いたします。

※半月着用のお客様の登録変更締切日は、次々回の締切日を記載しております。

登録変更依頼書の記入の仕方

❷バッジの名義を変更してご着用になられた場合、ご記入ください

❶取消日又は変更日は必ずご記入ください

❸フリガナは必ず付けてください

バッジ送付案内書（貴所控用）

登録変更依頼書

事業所番号 :90000　事業所名 長瀬ランダウア株式会社

所属コード :A　所属名 東日本営業所

TEL: 029-839-3322

着用期間： 2010年04月01日～ 2010年04月30日

お知らせ

『登録内容に変更がある場合、04月05日16時までにFAX等でご連絡下さい』

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊コントロールは人体に装着しないでください＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

長瀬ランダウア株式会社
〒300-2686
茨城県つくば市諏訪C22街区1
TEL (029) 839-3322
FAX (029) 836-8440

❹所属分けしている場合必ずご記入ください

❺左表をを参照の上、記号を○で囲むか、ご記入ください

❻付属品が必要な場合、個数をご記入ください

❼フリガナは必ずつけてください

S	イメージ無	体幹部用	X・γ線、β線用
L	イメージ有	手首用（環境用）	
K	イメージ無	体幹部用	X・γ線、β線 熱中性子線、高速中性子線用
F	イメージ有	手首用（環境用）	
N	イメージ無	体幹部用	X・γ線、β線 熱中性子線、高速中性子線用
T	イメージ有	手首用（環境用）	
R	イメージ無	手指用	X・γ線またはβ線用

着用者の追加の場合

例1　新しくクイクセルバッジを着用する人がいるが、体幹部不均被ばく等に当たるので胸部および頭部に着用したい。

例2　現在、クイクセルバッジを着用しており、さらに他の部位にも着用したい。

＊同姓同名の方がおられた場合、生年月日で個人を識別しますので、生年月日は必ずご記入ください。

着用者の復活の場合

例　一時クイクセルバッジの着用を中止していた人がまた着用を再開したい。

＊個人番号は中止前に使用されていた番号を記入してください。
（不明の場合は空欄のままにしてください）

＊女性の場合、結婚などで改姓されている方は旧姓もご記入ください。

着用者の取消の場合

例1　作業内容の変更により体幹部均等被ばくに当たるので、頭頸部の着用をやめたい。

例2　退職するので、クイクセルバッジの着用をやめたい。
一時的にクイクセルバッジの着用をやめたい方も、取消になります。

＊着用取消日以降のバッジの測定結果は報告されません。

バッジ送付案内書（貴所控用）

事業所番号	所属コード	ページ
90000	A_	1

着用期間 2010年04月01日～2010年04月30日
作成日 2010年 03月 03日
事業所名 長瀬ランダウア株式会社
所属名 東日本営業所

個人番号	氏名	タイプ	装着部位
0000S	ｺﾝﾄﾛｰﾙ	S	
0000R	ｺﾝﾄﾛｰﾙﾁｯﾌﾟ	R	
00001	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎	S	胸部
00001	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎	S	頭頸部
00001	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎	R	右手指
00002	ﾅｶﾞｾ ﾊﾅｺ 長瀬 花子	S	腹部
00003	ﾅｶﾞｾ ｻﾌﾞﾛｳ 長瀬 三郎	S	胸部

登録変更依頼書　3 M1

事業所番号：90000　事業所名：長瀬ランダウア株式会社
所属コード：A_　所属名：東日本営業所
TEL：029-839-3322
着用期間：2010年04月01日～ 2010年04月30日
お知らせ
『登録内容に変更がある場合、04月05日16時までにFAX等でご連絡下さい』

バッジ番号 / 申込区分	個人番号	タイプ	部位	氏名 / 生年月日（西暦）	着用取消日又は変更日	所属コード	（フリガナ）氏名	備考
12345678 ** ** **	0000S	S	0	ｺﾝﾄﾛｰﾙ	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊コントロールは人体に装着しないでください＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊			
01234560 ** ** **	0000R	R	0	ｺﾝﾄﾛｰﾙﾁｯﾌﾟ	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊コントロールは人体に装着しないでください＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊			
12345679 取消 変更 名変	00001	S	1	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎 1960/05/05	年 月 日			
12345680 (取消) 変更 名変	00001	S	3	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎 1960/05/05	2010 年 5 月 31 日			
01234570 取消 変更 名変	00001	R	4	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎 1960/05/05	年 月 日			
12345681 (取消) 変更 名変	00002	S	2	ﾅｶﾞｾ ﾊﾅｺ 長瀬 花子 1980/03/03	2010 年 4 月 30 日			
12345682 取消 変更 名変	00003	S	1	ﾅｶﾞｾ ｻﾌﾞﾛｳ 長瀬 三郎 1977/07/07	年 月 日			

着用者の変更の場合

例1　着用するバッジタイプを変えたい。（あるいは訂正する。）

例2　着用中の人が結婚のため、改姓した。（あるいは訂正したい。）

例3　所属の分類があるが、今回別の所属に移動する。（あるいは訂正する。）

バッジ送付案内書（貴所控用）

事業所番号	所属コード	ページ
90000	A_	1

着用期間 2010年04月01日～2010年04月30日
作成日 2010年 03月 03日
事業所名 長瀬ランダウア株式会社
所属名 東日本営業所

個人番号	氏名	タイプ	装着部位
0000S	ｺﾝﾄﾛｰﾙ	S	
0000R	ｺﾝﾄﾛｰﾙﾁｯﾌﾟ	R	
00001	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎	S	胸部
00001	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎	S	頭頸部
00001	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎	R	右手指
00002	ﾅｶﾞｾ ﾊﾅｺ 長瀬 花子	S	腹部
00003	ﾅｶﾞｾ ｻﾌﾞﾛｳ 長瀬 三郎	S	胸部

登録変更依頼書　3 M1

事業所番号：90000　事業所名：長瀬ランダウア株式会社
所属コード：A_　所属名：東日本営業所
TEL：029-839-3322
着用期間：2010年04月01日～ 2010年04月30日
お知らせ
『登録内容に変更がある場合、04月05日16時までにFAX等でご連絡下さい』

バッジ番号 / 申込区分	個人番号	タイプ	部位	氏名 / 生年月日（西暦）	着用取消日又は変更日	所属コード	（フリガナ）氏名	備考
12345678 ** ** **	0000S	S	0	ｺﾝﾄﾛｰﾙ	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊コントロールは人体に装着しないでください＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊			
01234560 ** ** **	0000R	R	0	ｺﾝﾄﾛｰﾙﾁｯﾌﾟ	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊コントロールは人体に装着しないでください＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊			
12345679 取消 (変更) 名変	00001	S	1	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎 1960/05/05	2010 年 5 月 1 日			S→K
12345680 取消 変更 名変	00001	S	3	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎 1960/05/05	年 月 日			
01234570 取消 変更 名変	00001	R	4	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎 1960/05/05	年 月 日			
12345681 取消 (変更) 名変	00002	S	2	ﾅｶﾞｾ ﾊﾅｺ 長瀬 花子 1980/03/03	2010 年 4 月 1 日		（スワ）諏訪 花子	（改姓）
12345682 取消 (変更) 名変	00003	S	1	ﾅｶﾞｾ ｻﾌﾞﾛｳ 長瀬 三郎 1977/07/07	2010 年 5 月 1 日	A→B		

着用者の名義変更の場合

例　人事異動で使わなくなったバッジがある。新規に追加したい人がいるが、使わなくなった人のバッジをそのまま名前を変えて使いたい。

バッジ送付案内書（貴所控用）

事業所番号	所属コード	ページ
90000	A	1

着用期間 2010年04月01日～2010年04月30日
作成日 2010年 03月 03日
事業所名 長瀬ランダウア株式会社
所属名 東日本営業所

登録変更依頼書　3_M1

事業所番号：90000　事業所名：長瀬ランダウア株式会社
所属コード：A　所属名：東日本営業所
TEL：029-839-3322
着用期間：2010年04月01日～ 2010年04月30日
お知らせ
『登録内容に変更がある場合、04月05日16時までにFAX等でご連絡下さい』
ご記入者名　TEL　通信欄

個人番号	氏名		バッジ番号	個人番号			氏名			
0000S	コントロール	S	12345678	0000S	S	0	コントロール	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊コントロールは人体に装着しないでください＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊		
0000R	コントロールチップ	R	01234560	0000R	R	0	コントロールチップ	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊コントロールは人体に装着しないでください＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊		
00001	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎	S	12345679	00001	S	1	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎 1960/05/05			
00001	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎	S	12345680	00001	S	3	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎 1960/05/05			
00001	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎	R	01234570	00001	R	4	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ 長瀬 太郎 1960/05/05			
00002	ﾅｶﾞｾ ﾊﾅｺ 長瀬 花子	S	12345681	00002	S	2	ﾅｶﾞｾ ﾊﾅｺ 長瀬 花子 1980/03/03	2010 4月 1日 A	ﾂｸﾊﾞ ｻﾁｺ 筑波 幸子	N 〇 60 5 2
00003	ﾅｶﾞｾ ｻﾌﾞﾛｳ 長瀬 三郎	S	12345682	00003	S	1	ﾅｶﾞｾ ｻﾌﾞﾛｳ 長瀬 三郎 1977/01/…			

例

名義変更（名変）とは

お送りしたバッジ着用者に代わり、新しく名義変更欄に記入された方が今後も継続して使用されることです。

新たにご使用された方は以前の方とは違う個人番号で登録され、測定データ等も別に管理されます。

＊一つのバッジを複数人でお使いになることはできません。

＊名義変更のご連絡をいただきましてもバッジの準備・発送のタイミングの関係から、1～2回は名義変更された方のお名前で送付できない場合があります。この場合は、名義変更された方のお名前を印字したバッジが届くまでの間は、名義変更された方は同一の前着用者の分のバッジをご使用ください。
なお、名義変更は、バッジと同一着用期間の登録変更依頼書へのご記入が基本となりますので、必ず、バッジと登録変更依頼書は一緒にご返送下さい。

担当者・送付先の変更の場合

当社がクイクセルバッジ等の測定サービスを実施する上で、お客様にお送りする以下の3種類の郵便物についてお受け取りいただく方を、あらかじめ登録させていただいております。

1. クイクセルバッジ等送付先
2. 報告書送付先
3. 請求書送付先

これらのご担当者が替わられた場合には、できるだけ早めに当社までご連絡ください。その際には、登録変更依頼書の「通信欄」に変更のあった項目のみご記入ください。

なお、最上段の「記入者名」欄は、当用紙のご記入内容に不明な点があった場合に当社よりお問い合わせをするためにご記入いただくものですから、新しく担当される方のお名前をこの欄だけに記入されても、自動的には担当者変更になりませんのでご注意ください。

また、着用中の方がご担当者として登録されている場合で、その方が着用の取消をされても担当者変更のご連絡がなければ、自動的には担当者変更にはなりません。

第10章 報告書について

お客様から返送された着用済バッジが到着次第、測定し、下記のような報告書にしてお客様へお送りします。ご確認後、線量が適切であるか評価・認定の上、ファイル等に保管してください。

また、管理基準線量を超えて被ばくされた方がおられた場合は、お客様が指定された方法で速やかにご連絡します。

ⓐ 事業所番号	ⓑ 所属コード	ⓒ 着用周期
90000	A_	1ヶ月

ⓓ 報告書番号	ⓔ 報告日	ⓕ 管理基準線量	ⓖ 報告部数	ⓗ ページ
000-0999-0000	10/05/15	1.5	2	1

長瀬ランダウア株式会社

長瀬　太郎　様

外部被ばく線量測定報告書

測定者 長瀬ランダウア株式会社

所属名： 東日本営業所

ⓘ 着用期間： 2010年 4月 1日 ～ 2010年 4月 30日

単位：ミリシーベルト(mSv)

個人番号	氏名	性別	ノート	バッジタイプ	装着部位	線種及び積算	測定値 H1cm	M数	H70μm	M数	エネルギー	集計項目	実効・等価線量 実効	M数	水晶体	M数	皮膚	M数	腹部	M数	報告回数	補正	累計開始年月及び旧累計 項目	線量及びM数
0000S	ｺﾝﾄﾛｰﾙ			S			M		M															
00001	ﾅｶﾞｾ ﾀﾛｳ	M		S	1	X・γ線	1.8		1.8		H	今回	1.8		2.0		2.0					A	開始年月	'86/04
	長瀬 太郎					合計	1.8		1.8			四半期計	1.8	0	2.0	0	2.0	0			1		'89以前	0.8
						四半期計	1.8	0	1.8	0		単年度計	1.8	0	2.0	0	2.0	0			1		Mの回数	32M
						単年度計	1.8	0	1.8	0		5年累積	7.6	26							27		旧法実効	2.7
				S	3	X・γ線	2.0		2.0			累計	11.5	70							71		Mの回数	128M
						合計	2.0		2.0															
						四半期計	2.0	0	2.0	0														
						単年度計	2.0	0	2.0	0														
00002	ﾅｶﾞｾ ﾊﾅｺ	F		S	2	X・γ線	M		M			今回	M		M		M		M				開始年月	'87/04
	長瀬 花子					合計	M		M			1ヶ月計	M	1	M	1	M	1	M	1	1		旧法実効	2.3
						四半期計	M	1	M	1		四半期計	M	1	M	1	M	1	M	1	1		Mの回数	112M
						単年度計	M	1	M	1		単年度計	M	1	M	1	M	1	M	1	1			
												5年累積	M	49							49			
												累計	M	109							109			
00003	ﾅｶﾞｾ ｻﾌﾞﾛｳ	M		S	1	X・γ線	1.6		1.6			今回	1.6		1.6		1.6						開始年月	'01/04
	長瀬 三郎					合計	1.6		1.6			四半期計	1.6	0	1.6	0	1.6	0			1			
						四半期計	1.6	0	1.6	0		単年度計	1.6	0	1.6	0	1.6	0			1			
						単年度計	1.6	0	1.6	0		5年累積	1.6	48							49			
												累計	1.6	108							109			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧				⑨	⑩	⑪								⑫	⑬	⑭	

測定方法:放射線測定器使用(個人線量計)

1:胸部 2:腹部 3:頭頸部 4:右手指 5:左手指 6:右手首 7:左手首 8:その他体幹部 9:その他末端部 0:環境

裏面参照

①　②　③④⑤⑥⑦　⑧　⑨⑩　⑪　⑫⑬　⑭

報告書の見方

ⓐ事業所番号
お客様の事業所を識別するための番号です。

ⓑ所属コード
お客様の事業所における所属（グループ）を識別するためのコードです。

ⓒ着用周期
バッジの着用周期です。

ⓓ報告書番号
バッジを測定した際の当社での報告書の固有の番号です。

ⓔ報告日
当報告書の発行年月日です。

ⓕ管理基準線量
お申し込みの際等に、お客様より"実効線量"でご指定いただいた管理基準値です。実効線量がこの基準を超えた方がおられた場合、ご指定いただいた方法（電話、FAXまたは速達）でその方の線量をお知らせします。なお、等価線量として、水晶体の線量がこの基準の3倍、または皮膚の線量がこの基準の10倍を越えた場合も同様の方法でご連絡します。

ⓖ報告部数
お客様にお送りする報告書の数を表しています。

ⓗページ
当報告書のページ数を表しています。

ⓘ着用期間
当報告書で報告するバッジの着用期間を表しています。

①個人番号
お客様の事業所における個人を識別するための番号です。一度登録した番号は、その番号の方がご着用を中止・取消された場合、線量データを保存するために永久欠番とし、新たにご着用になる方には常に新しい番号を発行・登録します。

②氏名
ご着用者のお名前です。

③性別
M：男性、F：女性。

④ノート
測定によって得られた情報から推察される特記事項がある時、あるいは、バッジが返送されなかった時などに記号で表示します。この欄に何らかの表示がありましたら、必ず報告書裏面の説明をご参照ください。

〈例〉 A：バッジが未返却の場合
C：バッジがRIで汚染された形跡がある場合

⑤バッジタイプ
ご使用のバッジのタイプを下記の記号で表示します。

S	体幹部用 手首用（環境用）	X・γ線、β線用
K	体幹部用 手首用（環境用）	X・γ線、β線 熱中性子線、高速中性子線用
N	体幹部用 手首用（環境用）	X・γ線、β線 熱中性子線、高速中性子線用
R	手指用	X・γ線またはβ線用

※SタイプのイメージÜ付はLタイプ、Kタイプのイメージ付はFタイプ、Nタイプのイメージ付はTタイプになります。

⑥装着部位
バッジの装着部位を下記の数字で表示します。

1：胸部（上腕部を含む） 6：右手首
2：腹部（大たい部を含む） 7：左手首
3：頭頸部 8：その他体幹部
4：右手指 9：その他末端部
5：左手指 0：環境

⑦線種及び積算
⑧欄に表示する線量の項目を下記のように表示します。

X・γ 線：X・γ線
β 線：β線
熱中性子：熱中性子線
速中性子：高速中性子線
合 計：今回の測定値を合計したものです。
四半期計：4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3ヶ月間の測定値を積算したものです。

単年度計：4月1日を始期とする1年間の測定値を積算したものです。

⑧測定値

⑦欄に表示した線種・積算項目ごとに、それぞれの1cm線量当量、70μm線量当量および、最小検出限界未満の回数（Mの回数）を表示します。

⑨エネルギー

X・γ線に0.5mSvを超えて被ばくしているときには、実効エネルギーの範囲を記号で表示します。（クイクセルバッジのみ表示します。）

L：200keV未満、H：200keV以上

⑩集計項目

⑪欄に表示する線量の項目を下記のように表示します。

今　　回：今回の実効・等価線量です。

1ヶ月計：当月1ヶ月の実効・等価線量を精算したものです。（腹部に着用した女子に限り表示します。）

四半期計：4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3ヶ月間の実効・等価線量を積算したものです。

単年度計：4月1日を始期とする1年間の実効・等価線量を積算したものです。

5年累積：2001年4月1日以降の5年間ごとの実効線量を積算したものです。

累　　計：2001年4月1日以降の実効線量を積算したものです。

⑪実効・等価線量

⑧欄の測定値から求められた実効線量および各等価線量とそれぞれのMの回数を、⑩欄に表示した集計項目ごとに表示します。

報告書内で略記している項目は下記の項目を示します。

実　効：実効線量

水晶体：眼の水晶体の等価線量

皮　膚：皮膚の等価線量

腹　部：妊娠中の女子腹部表面の等価線量

注）法令では、妊娠中に限り「妊娠中の女子腹部表面の等価線量」を評価する必要がありますが、妊娠の情報を当社が確実に把握することは困難ですので、安全を考え、女子が腹部に着用した場合には、すべて「妊娠中の女子腹部表面の等価線量」を表示します。

⑫報告回数

⑩欄で表示した、現行法令で報告した回数を四半期計、単年度計、5年累積、累計ごとに表示します。

⑬補　正

お客様からのご指示により、今回または以前の報告書の積算線量が下記のように補正されています。

A. 加算されています。

B. 減算されています。

C. 加算及び減算されています。

D. 当社の測定サービスを受ける以前の積算線量が加算されています。

E. 当社の測定サービスを受ける以前の積算線量が加算されていますが、さらに、追加補正もされています。

⑭累計開始年月及び旧累計

1989年3月以前の累積線量を、ミリレム（mrem）からmSvに単位変換して表示しています。累計開始年月と1989年4月1日から2001年3月31日までの旧法令での実効線量当量の累計、累計開始年月と原稿法令になるまでの線量を法令毎に分けて記載しています。

※1989年3月以前の線量と旧法令の実効線量当量の累積期間が不明確な場合は、1989年3月以前の線量と旧法令実効線量当量を合算して表示しています。

累計開始年月と2001年3月31日以前の旧法令での累計線量を表示します。

報告書内で略記している項目は下記の項目を示します。

開始年月：累計開始年月

'89以前：1989年3月以前の全身の累積線量を、ミリレム（mrem）からmSvに単位変換して表示されています。

旧法実効：1989年4月1日から2001年3月31日までの実効線量当量の積算値が表示されています。

Mの回数：それぞれのMの回数が表示されています。

●「M」について●

（1）線量計の最小検出限界（例：X・γ線の算足値は0.1mSv）未満の場合は、「M（検出せず）」と表示する。
（2）「最小検出限界未満のレポート回数」を積算し、表示する。なお、被ばくが検出された時の積算線量だけでなく「M」の回数も正確に記録されていれば、常時、被ばく線量を測定していたとの証明ができます。また、「M」の表示は、被ばくが全くなかった場合（ゼロ）も含まれています。

●報告書の保管について●

個人被ばく線量の測定結果は5年経過後の一部の特例を除いては、30年間または永久保存の保存義務が法令で定められていますので、着用を中止された方、退職された方の分も含め、「外部被ばく線量測定報告書」はそれぞれの事業所で保存してください。

●法令で定められた線量限度●

放射線による障害を防ぐため、被ばく線量は下記の線量限度以下にするよう、規制されております。

実効線量限度　100mSv／5年
かつ50mSv／1年
5mSv／3月（女子注1）

等価線量限度
皮　膚　500mSv／1年
眼の水晶体　150mSv／1年
妊娠中の女子腹部　2mSv／妊娠期間注2

注1：妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠中の者を除く。
注2：妊娠と診断されてから出産までの期間。

第11章 契約期間、測定料金お支払い方法

契約期間

ご契約期間は、原則として初回バッジご利用開始日より1年間とします。ご契約満了の1ヶ月前までにご解約のお申し出がない場合は、**2年目以降は自動更新**させていただきます。

お支払い

お支払いは、原則として1年間の前払いです。
ご請求金額は、請求書発行時のご登録件数に基づき、契約期間中に使用される件数に相当する額をご請求させていただきます。**請求書を受理されましたら、受理後30日以内に最寄りの金融機関よりお振り込みください。**

ご契約期間中に件数の増減が生じた場合

ご契約期間中、追加、取り消し等でバッジのご利用件数に変動が生じた場合は、当社よりお送りしたバッジの件数に基づき、次回の請求時に精算させていただきます。

精算方法

精算は次回請求時に精算額と次回請求額が明記された請求書をもってご案内させていただきます。

精算が生じた場合の請求書上での表記方法

請求書上に今回の請求金額と前回の精算金額を記載しています。精算額の詳細がわかるように請求明細書を添付し、前回のご契約期間中にご利用になられたバッジの件数と前回ご精算した金額を記載しています。

ご契約・お支払いに関してのお願い

1. お振り込み手数料は、お客様のご負担となっておりますので、ご了解ください。
2. ご解約は、**バッジの着用開始日より1ヶ月前まで**にご連絡ください。
   (ご連絡頂いた時点の発送個数までが請求の対象となります)
3. 契約期間途中の解約によって返金が生じた場合は、事務手数料として2,000円(税別)頂きます。
4. 請求書の送付先および担当者が替わられましたら、ご連絡ください。ご連絡がないと、お客様に請求書が届かないことがあります。
5. 着用終了日より6ヶ月以上経過してもご返送いただけないバッジは請求いたします。

第12章 個人線量測定サービス規約

この規約は、個人線量測定サービスをお申し込みいただいた際に、お手元に残していただいた「申込書お客様控え」の裏面に記載されているものと同じものです。
この規約は、お客様と当社との間で、円滑なサービスが行われ、さらにサービスの質の向上が図られることを目的とし、当社の果たすべき役割と責任、および、お客様にご協力いただくべき事項について記載されていますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

長瀬ランダウア株式会社は、人が受けた放射線の量を測定することの社会的重要さを認識し、ご利用いただく皆さま方と円滑な個人線量測定サービスが行われますよう、ここに規約を定めます。

第1条（規約の適用）

1. 長瀬ランダウア株式会社（以下、会社といいます。）が行う個人線量測定サービス（以下、モニタリングサービスといいます。）は、この規約の定めるところによるものとします。
2. 会社は、前項にかかわらずこの規約の主旨、及び法令に反しない範囲で特別規約に応じることができます。

第2条（お申込者、ご利用者、ご契約）

1. お申込者（法人にあっては、代表者とします。以下同じ。）とは、本規約を承認のうえ会社にモニタリングサービスのお申し込みをされ、そのお申し込みを会社が承諾した方をいいます。
2. ご着用者とは、お申込者が個人線量計（以下、モニタといいます。）の使用を認めた方であって、ご着用者の一切の行為について、お申込者が責任をもつものとします。
3. ご契約は、お申し込みの登録をもって始まり、お申し込みの契約期間最終日に終了します。

第3条（モニタリングサービス）

1. モニタリングサービスは、会社が供給したモニタをご着用者が一定期間着用し、この間にモニタの受けた放射線の量から、会社が測定値などを求め、ご報告することを基本とします。
2. 会社のモニタリングサービスに関する責任は、契約開始日に始まり契約期間の最終日に終了します。ただし、モニタの測定とご報告については、契約期間内における最終の着用期間の報告書を会社が発送した時点、または契約期間の最終日から3月経過した時点のいずれか早い時点に終了します。なお、責任期間内においても、着用期間終了後3月以内に測定の依頼を受けなかったモニタについては、当該適用期間の最終日から3月経過した時点で当該モニタに係る測定とご報告の責任は終了します。
3. モニタリングサービスは、次の事柄の組み合わせをもって構成します。ただし、使用するモニタは、会社がモニタリングサービス用として認めたモニタとします。
   （1）モニタの供給
   （2）モニタの測定及び測定値（1cm線量当量、70μm線量当量）の算出と報告
   （3）個人線量（実効線量、等価線量）の算定と報告
4. 会社は、お申し込みの内容に基づきモニタを供給することを基本とします。
5. 会社は、測定の依頼を受けたモニタを次によって速やかに測定・ご報告するものとします。
   （1）測定の技術基準は、関係する日本工業規格または会社の規格に基づきます。
   （2）測定は、ご着用者が会社の提示した取扱説明書などに従って正しくモニタをご使用になったものとして行います。ただし、測定する前に使用条件などのご連絡を会社が受け、認めた場合はそれに応じて測定いたします。
   （3）測定の結果は、速やかにご報告するものとします。
6. 継続のお申し込みは、契約期間の最終日の1月前までに別段のお申し出がない場合には、継続契約が成立したものとします。以後これを繰り返します。
7. お申込者は、契約期間中であっても正当な事由によりモニタリングサービスの必要が無くなったときは、1月の予定期間をおいてモニタリングサービスの一部または全部を解約することができます。

第4条(モニタリングサービスのお申し込み)

1. モニタリングサービスのお申し込みは、会社が指定する申込書によることとします。
2. 会社は、申込書を受理した時点で次の内容に不明確な部分がある場合には確認させていただくことがあります。

(1) お申込者の氏名及び事業所名並びに所在地
(2) モニタリングサービスの契約開始日及び契約期間
(3) 使用するモニタの種類、人数、単位着用期間
(4) ご着用者の氏名、性別、生年月日、職種、モニタの装着部位
(5) その他会社が必要と認めた事項

第5条(個人情報の保護)

1. 「個人情報」とは、第4条2項のお申込者から入手した情報及び付随する測定データをいいます。
2. お申込者は、会社が保有する個人情報をお申込者へのモニタリングサービスの範囲内で使用することに同意するものとします。なお、前項に定める個人情報を会社が保有・使用することについて、お申込者とご着用者の間で同意が得られているものとします。
3. 会社は、お申込者からの指示による場合、またはあらかじめお申込者から了解を得ている場合を除き、個人情報を第三者に提供または開示はいたしません。
4. 会社は、個人情報保護に関する法令を遵守します。

第6条(遵守事項)

お申込者は、次の各号に示す事項を遵守するものとします。

(1) お申し込みの内容に変更が生じた場合は、速やかに会社へご連絡いただくこと。
(2) ご着用者に対して取扱説明書などに従い、モニタを正しく取り扱いできるようにご指導いただくこと。
(3) ご着用者に対してモニタの着用期間を守るようにご指導いただくこと。
(4) 着用期間の終了したモニタをご着用者から速やかに回収し、会社へ測定依頼していただくこと。
(5) その他会社がモニタリングサービスを適正または円滑に行うために、お願いした事項について守っていただくことから。

第7条(個人線量の評価・認定)

1. 会社の報告した個人線量が作業内容及び作業環境などに照らし合わせて適切であるか否かの評価、及びご着用者が受けた放射線の量としての認定は、お申込者が行うものとします。
2. 会社の報告した個人線量に対して別段のお申し出の無い場合は、お申込者が会社の報告した個人線量を、ご着用者が受けた放射線の量として認定したものとします。
3. お申込者が、会社の報告した内容と異なる個人線量を認定した場合は、その内容を速やかに会社に通知するものとします。

第8条(コンピュータシステムへの登録)

お申込者は、お申し込みの内容及び測定の結果などモニタリングサービスに必要な事項を、会社が保有するモニタリングサービスのコンピュータシステムに登録し、会社がモニタリングサービスの範囲内で使用することに同意するものとします。

第9条(弁済義務)

お申込者は、会社から貸与を受けた物品が紛失・破損などによって使用できない状況に陥った場合には、その代替物品又は代価をもって弁済する義務を負います。

第10条(統計資料の公表)

お申込者は、会社が個人線量を統計処理し公表することに同意するものとします。ただし公表する内容からは、お申込者及びご着用者の名称など特定できる情報は一切除きます。

第11条(機密の保持)

お申込者及び会社は、モニタリングサービスによって知り得た相手方の機密に関する情報を契約期間のみならずその終了後も第三者に公開することができません。

第12条(取扱説明書などの変更通知)

会社は、会社が定めた取扱説明書などを変更したときは、その内容または概要を会社の機関誌などをもってお申込者に対し遅滞なくご通知いたします。

第13条(著作権)

会社は、モニタリングサービス上お申込者に対して提供したものについて、著作権を有します。

第14条(測定料金の支払い)

1. お申込者は、モニタリングサービスのお申し込みと同時に、契約期間に相当する測定料金を会社に対してお支払いいただくことを基本とします。
2. 次に該当するモニタがある場合においても測定料金は申し受けます。

(1) お申込者またはご着用者の都合によって任意に使用しなかったモニタ
(2) お申込者またはご着用者に起因する理由によって測定値または個人線量を求めることができないモニタ

第15条(お申し込みのお断りと契約の解除)

1. 会社は、次のような場合お申し込みをお断りすることがあります。

(1) お申し込みがこの規約によらないと判断された場合
(2) お申し込みに関し、特別な負担を求められた場合
(3) モニタリングサービスの処理能力に余裕のない場合
(4) 天災、施設の故障その他やむを得ない事由によりモニタリングサービスが履行できない場合

2. 会社は、契約期間中といえども、次のような場合はご通知の上、契約を解除することがあります。

(1) 第4条第2項第1号から第5号に対する確認が得られない場合
(2) 第14条の測定料金のお支払いを請求し、そのお支払いがいただけない場合
(3) 前項のいずれかに該当することとなった場合

第16条(無効とする測定値または個人線量)

会社がお申込者に報告した測定値または個人線量といえども、次に該当する場合は無効とします。

(1) お申込者が認定しなかった個人線量
(2) ご着用者の名義変更などによって取り消した測定値及び個人線量
(3) 第14条第2項に該当することとなったモニタの測定値及び個人線量
(4) その他やむを得ない事由によって会社が取り消した測定値及び個人線量

第17条(管轄裁判所)

お申込者と会社との間に生じた紛争は、誠意をもって解決をはかることとします。しかし、万一訴訟などを必要とする場合、会社の本社を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第18条(規約の変更)

本規約の変更について、会社から変更内容を機関誌などを通じてお申込者にご通知した後、モニタを使用された場合は変更事項を承認されたものとします。

第19条(その他)

お申込者は、アフターサービスなど会社が無償で行うサービス行為を要求することはできません。

以上

第13章 クイクセルバッジ関連商品

個人別年間被ばく線量明細レポート

当社では、「個人別被ばく台帳」への転記の手間が省ける「個人別年間被ばく線量明細レポート」の作成サービスを行っております。お申し込みは、当社営業部までご連絡ください。

外部被ばく線量算定記録

算定値のみを、年度ごとに個人別一覧にした報告書です。

作成日	ページ	確認印
11/05/08	1	

外部被ばく線量算定記録

事業所番号 90000　所属コード AB

事業所名 長瀬ランダウア株式会社　東日本営業所

個人番号 00002　所属名 検査装置管理課

氏名 ﾅｶﾞｾ ﾊﾅｺ 長瀬 花子　生年月日 1961/09/03　性別 女　累積開始日 1982 年 04 月 01 日

算定者・集計者 長瀬ランダウア株式会社

算定対象期間	実効線量	1ヶ月計	M数	水晶体の等価線量	1ヶ月計	M数	皮膚の等価線量	1ヶ月計	M数	腹部の等価線量	1ヶ月計	M数	算定年月日	備考
10/04/01 ～ 10/04/30	M	M	1	M	M	1	M	M	1	M	M	1	10/05/14	
10/05/01 ～ 10/05/31	M	M	1	M	M	1	M	M	1	M	M	1	10/06/13	
10/06/01 ～ 10/06/30	M	M	1	M	M	1	M	M	1	M	M	1	10/07/11	
第1四半期計	M		3	M		3	M		3	M		3		
10/07/01 ～ 10/07/31	M	M	1	M	M	1	M	M	1	M	M	1	10/08/09	
10/08/01 ～ 10/08/31	M	M	1	M	M	1	M	M	1	M	M	1	10/09/12	
10/09/01 ～ 10/09/30	M	M	1	M	M	1	M	M	1	M	M	1	10/10/11	
第2四半期計	M		3	M		3	M		3	M		3		
10/10/01 ～ 10/10/31	0.2	0.2	0	0.2	0.2	0	0.2	0.2	0	0.2	0.2	0	10/11/14	
10/11/01 ～ 10/11/30	M	M	1	M	M	1	M	M	1	M	M	1	10/12/13	
10/12/01 ～ 10/12/31	M	M	1	M	M	1	M	M	1	M	M	1	11/01/16	
第3四半期計	0.2		2	0.2		2	0.2		2	0.2		2		
11/01/01 ～ 11/01/31	0.1	0.1	0	0.1	0.1	0	0.1	0.1	0	0.1	0.1	0	11/02/15	
11/02/01 ～ 11/02/28	0.1	0.1	0	0.1	0.1	0	0.1	0.1	0	0.1	0.1	0	11/03/12	
11/03/01 ～ 11/03/31	M	M	1	M	M	1	M	M	1	M	M	1	11/04/10	
第4四半期計	0.2		1	0.2		1	0.2		1	0.2		1		
年度計	0.4		9	0.4		9	0.4		9	0.4		9		

5年累積 集計対象期間	累積実効線量	M数	集計対象期間	累積実効線量	M数
2006/04/01 ～ 2011/03/31	0.4	57			
			2006/04/01 ～ 2011/03/31	0.4	57

1989年3月以前の線量とM数	0.2＋	82M
旧法令実効線量当量とM数	1.5＋	136M
2001年4月以降の実効線量とM数	0.4＋	117M

＜ 裏面参照 ＞

単位：ミリシーベルト(mSv)

内　容

測定期間（着用期間）ごとの実効線量、等価線量（水晶体・皮膚・腹部）別の算定値、そして積算値としての各四半期計・単年度計・5年累積・累計（腹部に着用された女子については1ヶ月計も）が記載されています。

外部被ばく線量測定記録

クイクセルバッジ、リングバッジ等の線量測定値を個人別に年度ごとに一覧にした報告書です。

作成日	ページ	確認印
11/05/08	1	

外部被ばく線量測定記録

事業所番号: 90000　所属コード: AB
事業所名 長瀬ランダウア株式会社　東日本営業所
個人番号 00002　所属名 検査装置管理課
氏名 ﾅｶﾞｾ ﾊﾅｺ 長瀬 花子　生年月日 1961/09/03　性別 女
装着部位 腹部
測定方法 放射線測定器使用
測定器の種類及び型式 ＯＳＬ線量計Ｓ型

測定者・集計者 長瀬ランダウア株式会社

測定期間	ノート	バッジタイプ	装着部位	被ばく区分	エネルギー	測定値					積算値						備考
						X・γ線	β線	熱中性子線	高速中性子線	合計	1ヶ月計	M数	3ヶ月計	M数	年度計	M数	
10/04/01 ～ 10/04/30		S	2	H1		M				M	M	1					
				H7		M				M	M	1					
10/05/01 ～ 10/05/31		S	2	H1		M				M	M	1					
				H7		M				M	M	1					
10/06/01 ～ 10/06/30		S	2	H1		M				M	M	1	M	3			
				H7		M				M	M	1	M	3			
10/07/01 ～ 10/07/31		S	2	H1		M				M	M	1					
				H7		M				M	M	1					
10/08/01 ～ 10/08/31		S	2	H1		M				M	M	1					
				H7		M				M	M	1					
10/09/01 ～ 10/09/30		S	2	H1		M				M	M	1	M	3			
				H7		M				M	M	1	M	3			
10/10/01 ～ 10/10/31		S	2	H1		0.2				0.2	0.2	0					
				H7		0.2				0.2	0.2	0					
10/11/01 ～ 10/11/30		S	2	H1		M				M	M	1					
				H7		M				M	M	1					
10/12/01 ～ 10/12/31		S	2	H1		M				M	M	1	0.2	2			
				H7		M				M	M	1	0.2	2			
11/01/01 ～ 11/01/31		S	2	H1		0.1				0.1	0.1	0					
				H7		0.1				0.1	0.1	0					
11/02/01 ～ 11/02/28		S	2	H1		0.1				0.1	0.1	0					
				H7		0.1				0.1	0.1	0					
11/03/01 ～ 11/03/31		S	2	H1		M				M	M	1	0.2	1	0.4	9	
				H7		M				M	M	1	0.2	1	0.4	9	

＜ 裏　面　参　照 ＞

単位：ミリシーベルト(mSv)

内　容

測定期間（着用期間）ごとの測定値と、各四半期計・単年度計（腹部に着用された女子については1ヶ月計も）が記載されています。

外部被ばく線量測定報告書ファイル

当社作成の「外部被ばく線量測定報告書」を毎回ファイルする収納台帳です。

●大 き さ：縦 （30.8cm）
：横 （24.5cm）
：厚さ（5.5cm）
●収納容量：報告書400枚
● 色 ：青色（一色のみ）
●制 作：コクヨ（株）特注品

クイクセルバッジ整理棚

クイクセルバッジ整理棚です。材質はプラスチックで、裏面には壁に貼り付ける為の両面テープが付いています。

●クイクセルバッジ整理棚：写真A
32個用 サイズ：29.7×25.0cm
2段の16個用もあります。
●クイクセルバッジポケット型整理棚：写真B
12個用 サイズ：31.4×24.5cm

写真A

写真B

第14章 Q&A

Q1 なぜ、クイクセルバッジを着用しなければならないのですか？

A

X線撮影、RIの取扱い等で放射線業務を行う際は、事業所は放射線業務を行う者の被ばく線量を測定し、被ばく線量の管理を行わなければなりません。そのために関係する法令で被ばく線量の測定の義務が規定されています。

電離放射線障害予防規則

第8条

事業者は、放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければならない。

医療法施行規則

第30条の18第2項の(1)

外部被ばくによる線量の測定は、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量を放射線測定器を用いて測定することにより行うこと。

上記以外にも文部科学省の放射線障害防止法、人事院の人事院規則等でも、放射線作業時の被ばく線量測定が義務付けられています。

Q2 コントロールバッジについて詳しく教えてください。

A

コントロール用バッジは、使用バッジのバックグラウンドの影響分（使用中および郵送中の自然放射線、温度などによる）を差し引き、正味の被ばく線量を正確に算出するために用いるバッジです。コントロールバッジを個人線量測定には使用しないでください。もし間違って使用されますと、他のバッジの正確な測定ができなくなってしまうことがあります。コントロール用バッジは、高温・多湿の場所を避け、放射線発生装置とかRIからの放射線の影響の全くない場所に、保管してください。

Q3 至急、バッジを送ってほしいのですが、今日お願いして何日くらいで届きますか？

A 至急、クイクセルバッジが必要な場合は、FAX・電話等で午後2時までにご連絡くだされば、できる限り即日発送するようにしております。（2時以降のご連絡の場合は翌日。）
その際、本誌の16ページをご参照の上、必要な項目は必ずご連絡ください。
特に、装着用のクリップも必要な場合は、タイプと個数を必ずご指定ください。

Q4 着用者の追加申込をしたところ、クイクセル本体だけが届き、装着用のクリップが入っていないのですが…。

A 「登録変更依頼書」の右下にある“付属品欄”にご記入がない場合が多々見られます。お客様の事業所で初めてご使用される方でも、“付属品欄”にご記入がない場合は、自動的にはお送りいたしておりませんので、クリップ等も必要な場合は、「登録変更依頼書」に付属品のタイプごとに、個数を必ずご記入ください。
なお、取消になった方等の余分なクリップは、どなたでもご利用になれますので、追加の方等に使用していただいて結構です。

Q5 来月分のクイクセル本体が届かないのですが…。

A 多くの場合、クイクセルバッジ送付先のご担当者まで届かず、事業所内のどこかで留まっているようです。今一度ご確認ください。しかし、どうしても見当たらない場合は再発行いたしますので、ご連絡ください。（後で見つかった場合、使用しないクイクセルは、その旨のメモ書きを添えて、カスタマーサービス課宛にご返送ください。）
また、ご担当者がすでに退職されていて、新しいご担当者のお名前の連絡がない場合にも、クイクセルバッジが届かないことがあります。クイクセルバッジのご担当者が替わられた場合は、必ずご連絡ください。

Q6 新しく登録をお願いした人の分のクイクセルバッジだけ届いていません。また、取消の連絡をしたはずの人のクイクセルバッジが届いたのはなぜですか？

当社の登録変更締切日※に間に合わなかったご連絡分につきましては、追加分のみ別発送になります。もし、追加された方の分が届いていない場合には、他に当社からの郵便物がないかご確認ください。
また、登録変更締切日に間に合わなかった取消分のバッジは、そのまま発送されてしまいます。取消分につきましては、前月着用済みバッジ返送時に同封の上、当社へご返却ください。
※登録変更依頼書の“お知らせ”に表示してありますので、ご確認ください。

Q7 クイクセルバッジを洗濯してしまいましたが測定できますか？

クイクセルバッジ本体は、水が入りにくい構造になっていますが、洗濯機等、水圧がかかるような状況では内部に水が浸入して測定できなくおそれがあります。
白衣などクイクセルバッジを装着する衣類を洗濯される場合は、バッジを衣類から取り外し、洗濯しないようにご注意ください。
クイクセルバッジを洗濯してしまった場合は、乾燥機やドライヤーを使用せずに自然乾燥させてご返送ください。高い熱がかかるとバッジ自体が変形し、測定できなくなります。

Q8 年度末など至急処理をしてほしい場合、どのように対応すれば良いのでしょうか？

まず、当社へご依頼内容を電話（**TEL：029-839-3322**）にてご連絡ください。そして、バッジの“返送封筒”または“箱”の表面に**「至急測定」**と朱書きして、“速達郵便”または“宅配便”にてご返送ください。

クイクセル本体を今日送りました。報告書はいつ届きますか?

当社ではお客様がクイクセルバッジをご発送いただいた日より2週間以内に報告書をお届けできるように努めております。ただし、正月や連休にまたがるような場合には2週間を超える場合もあります。

報告書の積算線量の見方を教えて下さい。

報告書の実効・等価線量欄に実効線量、眼の水晶体の等価線量、皮膚の等価線量、妊娠中の女子腹部表面の等価線量(女子のみ)を表示しております。
隣の集計項目欄にそれぞれの集計すべき項目を表示します。

今　回: 報告書上部に示された着用期間分のバッジの測定結果より得た、実効・等価線量です。最小検出限界線量未満の場合にはMと記載され、最小検出限界線量を超える被ばくが認められた場合には、その値が記載されます。

1ヶ月計: 腹部に着用された女子に限り表示します。当月1ヶ月の実効・等価線量とMの回数をそれぞれ積算し、表示したものです。

四半期計: 4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3ヶ月「間の実効・等価線量とMの回数をそれぞれ積算し、表示したものです。

単年度計: 4月1日を始期とする1年間の実効・等価線量とMの回数をそれぞれ積算し、表示したものです。

5年累積: 2001年4月1日からの、定められた5年間ごとの実効線量とMの回数を積算し、表示したものです。

累　計: 2001年4月1日以降の実効線量とMの回数を積算し、表示したものです。

※2001年3月31日以前の旧累計については、一番右の欄(⑭欄)に記載されています。

開始年月: 累計開始年月

'89以前: 1989年3月以前の全身の集積線量を、ミリレム(mrem)からmSvに単位変換して表示されています。

旧法実効: 1989年4月1日から2001年3月31日までの実効線量当量の積算値が表示されています。

Mの回数: それぞれのMの回数が表示されています。

以前、他の事業所に勤務していましたが、そこで使用したバッジの分も積算されているかどうか、報告書のどこを見ればよいですか？

A

報告書の「補正」の欄をご覧ください。「A」「D」「E」いずれかの記号が付いていれば、以前の線量も当社の積算値に加算されていることになります。

A：当社の測定サービスを受けている事業所間だけで異動して線量を加算した場合や、当社のサービスを受け始めた以後の線量に補正を加えた場合。（サービス中も含む）
旧事業所→新事業所へ積算線量を加算。（ただし、旧事業所は当社の測定サービスを受けている事業所に限ります。）

D：当社の測定サービスを受ける以前の積算線量（当社以外で測定）を加算した場合。

E：当社の測定サービスを受ける以前の積算線量（当社以外で測定）を加算し、さらに当社の測定サービスを受け始めた以後の線量に補正を加えた場合。

A、D、Eの記号と併せて、「累計開始年月」の欄もご確認ください。線量を補正するとともに、累計開始年月も変更されています。

※以前に当社の測定サービスを受けておられた場合、その事業所名（わかれば当時の事業所番号、個人番号も）を教えてください。

クイクセルバッジを継続して使う場合、毎年全員の分を再申込しなければなりませんか？

A

ご契約は原則として1年間とさせていただきますが、ご契約期間満了の1ヶ月前までにご解約のご連絡がない場合は、自動継続とさせていただきます。その場合、改めて再申込をしていただく必要はありません。

Q13 着用者が替わったので、名義変更をして、やめた人のバッジを新しい人が使い、返送しました。今回また、前の人の名前でクイクセル本体が送られて来たのですが……

名義変更でご使用いただき、ご返却と同時にご連絡をいただきましても、バッジの準備・発送のタイミングの関係から、1～2回は名義変更された方の名前でお届けできない場合がございます。
この場合は、名義変更された方は、自分の名前を印字したバッジが届くまでの間は、必ず同一の前着用者の分のバッジをご使用ください。
その際、便宜上白地シールにお名前を記入し、バッジに貼ってご使用ください。

Q14 契約期間中、着用者の追加・取消があった場合、支払はどうなりますか？

ご契約期間中にバッジの追加又は取消があった場合は「精算明細書」を発行して、過不足金額をご案内します。引き続きご契約なさる場合は、次回分のご請求書内に「精算金額」を明記し、次回請求額と加減の上ご請求額をご案内しますので、ご請求書に記載されております金額をお振り込みください。
＊参照「契約期間、測定料金お支払い方法」（24ページ）

Q15 クイクセルバッジと一緒に「未返却バッジ一覧リスト」が同封されてきました。このリストについて教えてください。

クイクセルバッジサービスでは、着用終了日より4ヶ月経過した未返却バッジをリストに掲載しますので、リストに掲載されたバッジはすぐにご返却ください。なお、着用終了日より6ヶ月を経過しても、当社でご返送が確認できないバッジについてはバッジ代を請求させていただきます。